

**「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」
からの答申の受理について（宿泊税の在り方の検討）**

施行後5年の検証時期を迎えた宿泊税については、令和6年4月に今後の制度の在り方の検討を「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」に諮問し、同検討委員会で検討が重ねられてきました。

この度、令和6年11月6日に同検討委員会から答申が提出されましたので、御報告します。

1 検討委員会における審議経過

	開催日	議 題
第1回	令和6年4月19日	(1) 諮問（宿泊税の制度の在り方の検討について） (2) 宿泊税条例の施行状況に関する現状と課題 (3) 検討の方向性（論点）の整理、今後の進め方の確認
第2回	令和6年7月30日	(1) 「宿泊税の制度の在り方」の検討 ・ 宿泊事業者アンケートの結果等 ・ 論点整理 (2) 関係団体ヒアリング ・ 京都府旅館ホテル生活衛生同業組合 ・ 日本ホテル協会京滋奈支部 ・ 京都簡易宿所連盟 (3) 答申の取りまとめに向けた協議
第3回	令和6年8月23日	(1) 答申案の議論 ※ 以後、書面での調整
	令和6年11月6日	答申提出

2 答申の概要（答申本文は別紙参照）

(1) 宿泊税条例の施行状況に関する現状と課題

- 宿泊税の導入は、京都市における持続可能な観光とまちづくりを支えるための有効な手段であったと積極的に評価
- ただし、導入効果が市民や納税者等に十分に認知されていない等の課題があることから、宿泊税の存在が観光課題解決や市民生活向上に寄与しているという「実感」が得られるような制度の在り方を検討する必要

(2) 宿泊税の制度の在り方の検討

ア 税収の使途及びそれを踏まえた税率の在り方

- 今後5年間の宿泊税は、観光振興や景観保全等への安定的・継続的な活用を前提としつつ、以下の取組等の財源としてより一層の活用が図られるべき
 - ・ 観光課題対策の強化等の市民生活と観光の調和を図る取組
 - ・ 観光による市民生活向上の実感が得られる事業（社会インフラ整備等）
- 上記取組に係る行政需要は現行税収を大きく上回ることから、税収の約85%を占める税率200円区分（宿泊料金20,000円未満）を含む全体的な税率引上げが必要
- 税率引上げに当たっては、高価格帯の負担能力や低価格帯の負担感に鑑みて、税率区分の追加や細分化により負担の更なる垂直的公平を図ることが必要

イ 徴収事務や広報の在り方等

- 使途や税率の見直しと併せて、①特別徴収義務者の事務負担への配慮や徴税事務そのものの効率化の推進、②使途を中心としたより市民や納税者に「伝わる」周知・広報の検討を行うべき
- 法定外目的税としての位置付けには大きな意義があり、引き続き維持すべき

(3) その他

- 税率引上げについて納税者等の理解を得るためには、新たに実施する施策等のより具体的な提示をはじめ、何のために税率を引き上げるのかをより説得的に示していくことが必要

3 今後の取組予定

答申を踏まえて、税率や使途など、宿泊税の制度見直しに向けた具体的な検討を進めていきます。

「宿泊税の制度の在り方の検討について」

答 申

令和6年11月

京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会

目次

はじめに.....	1
1 宿泊税条例の施行状況に関する現状と課題.....	2
1-1 課税状況.....	2
1-2 税収の使途.....	5
1-2-1 活用の方針と状況.....	5
1-2-2 主な施策とその効果.....	6
1-3 徴収事務の状況.....	8
1-3-1 宿泊事業者アンケートの分析.....	8
1-3-2 宿泊事業者の負担軽減に関する取組.....	9
1-4 周知・広報.....	11
1-4-1 宿泊税の認知度.....	11
1-4-2 周知・広報の取組.....	13
1-5 小括.....	15
2 宿泊税の制度の在り方の検討.....	15
2-1 税収の使途及びそれを踏まえた税率の在り方.....	15
2-1-1 税収の使途の在り方.....	15
2-1-2 税率の在り方.....	18
2-2 徴収事務や広報の在り方.....	19
2-2-1 徴収事務の在り方.....	19
2-2-2 広報の在り方.....	19
2-3 その他(法定外目的税としての宿泊税の在り方等).....	19
3 結論.....	20
付録.....	21
1 検討経過.....	21
2 委員名簿(令和6年8月23日現在).....	21
3 宿泊事業者アンケートの概要.....	22

はじめに

「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」(以下「本検討委員会」という。)は、これまでの宿泊税の施行状況に関する評価と今後の宿泊税の制度の在り方の検討をするようにとの京都市長の諮問を受け、令和6年4月から約半年の間に3回の会議を開催し、このたび答申(以下「本答申」という。)を提出する運びとなった。

第1に、本検討委員会は、これまでの宿泊税の施行状況に関して、できるだけ具体的に、関係者の御意見や御要望を聴取することに努めた。本答申には、宿泊事業者のアンケートから得られた、宿泊事業者の徴収事務の負担の状況、宿泊客による宿泊税の認知度などが示されている。また、第2回の検討委員会(本年7月30日)では、関係団体からヒアリングを行い、その御意見、御要望を伺った。

宿泊事業者アンケートにご協力いただいた事業者の方々、関係団体ヒアリングに御参集いただいた方々の御協力に対し、心より厚くお礼を申し上げます。また、今後とも、多くの市民や宿泊者の方々の御関心や御意見等をお寄せいただきますよう、併せてお願い申し上げます次第である。

第2に、本答申は、宿泊税制度の在り方の検討の結論として、観光課題対策の強化をはじめとする市民生活と観光の調和を図る取組の財源として、また、観光による市民生活向上の実感が得られる事業の財源として、宿泊税収の意義は大きく、このような用途の在り方との関係では、全体的な税率の引上げが必要である、とする。この結論は、狭く税率の引上げの是非の議論にとどまるものではない。宿泊税は、①行政需要(宿泊税を充当する事業の優先性、必要性)、②その行政需要に応えるための財源、③その財源を誰がどのように負担し、徴収するかという負担構造、の三者をバランスよく考えて制度設計をすることで、合理的なものとして正当化される。今後ますます市民生活と観光の調和が求められ、新たな施策の実施や既存事業の充実が不可避となると見込まれるところであり、そのような事業実施のための十分な財源を確保することが要請されていると考えるものである。

本答申においては、社会経済情勢の変化を踏まえて、道路、橋りょう等の社会資本の整備といった都市の魅力や市民生活の向上にもつながる事業などが必要になる場合に、一定の優先順位付けのもとに宿泊税収を充てる可能性、宿泊料金の高低による公平感や負担感に配慮した税率設定の必要性に言及していることなどが注目されてよい。

第3に、本検討委員会においては、直近の具体的な宿泊税の制度改革の課題とともに、もう少し将来に視野を広げて、今後検討すべき課題にも言及している。例えば、宿泊税の用途となる施策の効果について、客観的で科学的な調査分析手法はどうあるべきか、法定外目的税としてではなく、状況次第では法定外普通税としての在り方も検討されてよいのではないか、などの問題提起がなされた。

本検討委員会における検討及び本答申の内容が、京都の歴史、文化を継承し、優れたまちづくりの一助となることを願うものである。

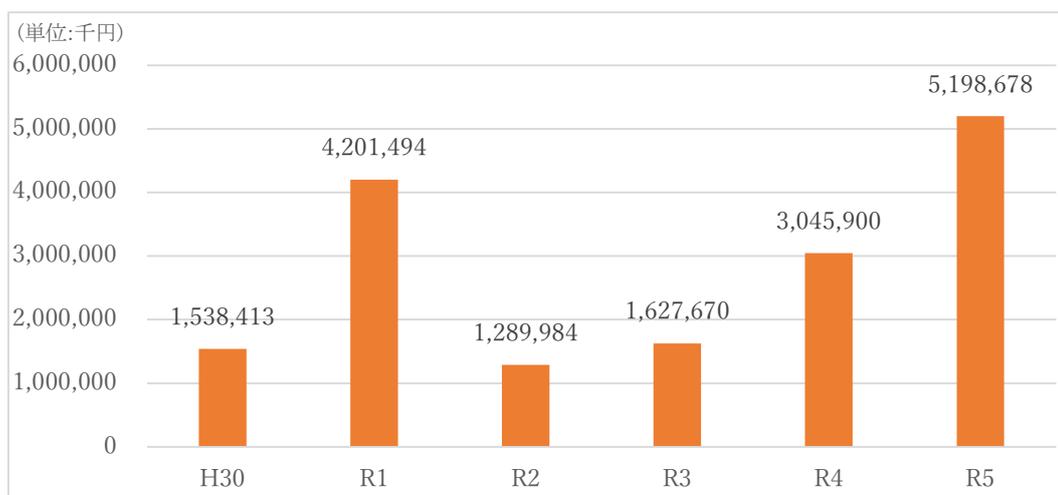
京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会
委員長 田中 治

1 宿泊税条例の施行状況に関する現状と課題

1-1 課税状況

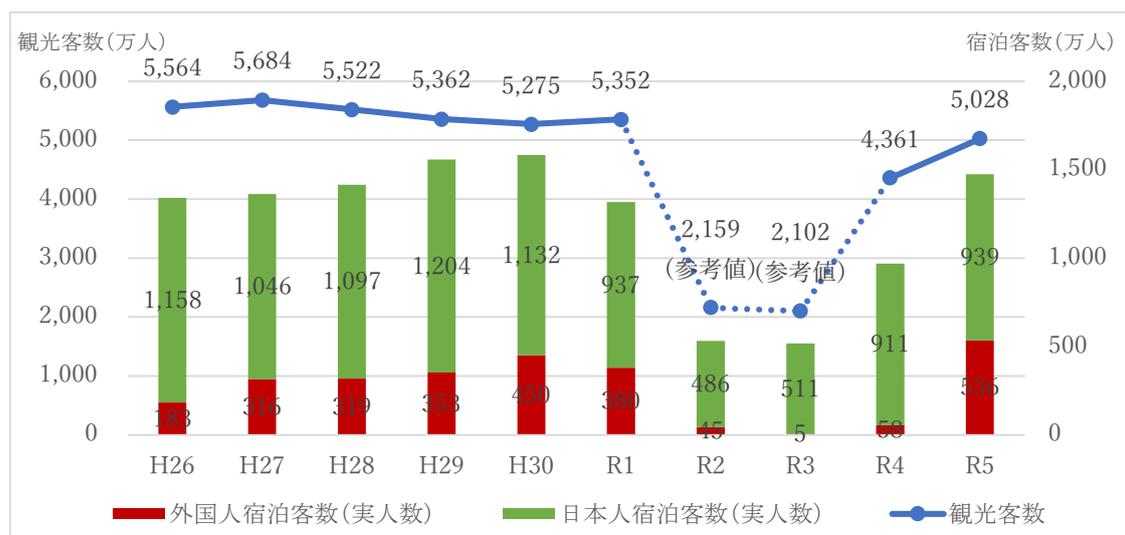
宿泊税の税収は、導入2年目の令和元年度に約42億円(同年度における宿泊税収としては全国の自治体で最多)であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う観光客数急減の影響により、令和2年度は、前年度比31%となる12.9億円でまで急減した。令和3年度も同様の傾向が継続したが、令和4年度以降は、訪日客の観光目的の入国受入再開など宿泊業を取り巻く環境が変化する中で、宿泊税の税収も回復基調となっており、令和5年度決算では、過去最高となる52億円が見込まれている。

図表1 宿泊税収の推移



※ 令和5年度は決算見込み

図表2 観光客数と日本人・外国人ごとの宿泊客数(実人数)の推移



出典:京都市「京都観光総合調査」(H26~R1、R5)、「観光客の動向等に係る調査」(R2~R4)を基にグラフ作成
 ※ 「観光客」とは、観光目的だけでなく、市外在住で通勤、通学以外の目的(ビジネス、買物、イベント、観劇、スポーツ、友人・知人訪問等)で入浴した人全てを含む。
 ※ 観光客数について、令和2年及び令和3年はコロナ禍の影響により全国統一基準に基づく推計を行っており、他の年との時系列による比較はできない。
 ※ 宿泊客数について、調査手法の変更により、令和元年以降の数値は過去の数値と時系列による比較はできない。

税額区分ごとの内訳をみると、全体の約80～90%を税率200円区分(宿泊料金 20,000 円未満)が占めているが、1,000 円区分(同 50,000 円以上)の割合が、令和元年度の 2.5%から令和4年度時点で 4.23%に増加している。令和4年度の税収は令和元年度比 72.3% (調定額ベース)であるが、1,000 円区分に限ってみれば同 122.4%(104,727 千円→128,160 千円)となっており、既に過去最高を更新している。さらに、令和5年度は、1,000 円区分に加えて 500 円区分(宿泊料金 20,000 円以上 50,000 円未満)も大きく増加しており、いずれも過去最高を大幅に更新する見込みである。また、宿泊事業者アンケートの結果を基に宿泊料金ごとの宿泊人数を推計すると、宿泊料金 10,000 円以上 20,000 円未満の層が約 53%を占め、5,000 円未満の低額域は約7%となっている。これらは、近年における高価格帯ホテルの新規開業や客室単価の上昇を反映したものと考えられる。

図表3 税額区分ごとの宿泊税収の内訳(調定額ベース)

(上段：調定額(千円)、下段：割合(%))

宿泊料金	税額区分	H31	R2	R3	R4	R5
2万円未満	200円	3,811,311 <91.10>	1,144,608 <87.93>	1,433,085 <89.34>	2,664,571 <88.04>	4,368,420 <84.13>
2万円以上 5万円未満	500円	267,528 <6.39>	107,665 <8.27>	107,088 <6.68>	233,720 <7.72>	559,831 <10.78>
5万円以上	1,000円	104,727 <2.50>	49,503 <3.80>	63,838 <3.98>	128,160 <4.23>	264,408 <5.09>
合計		4,183,566 <100.00>	1,301,776 <100.00>	1,604,011 <100.00>	3,026,451 <100.00>	5,192,659 <100.00>

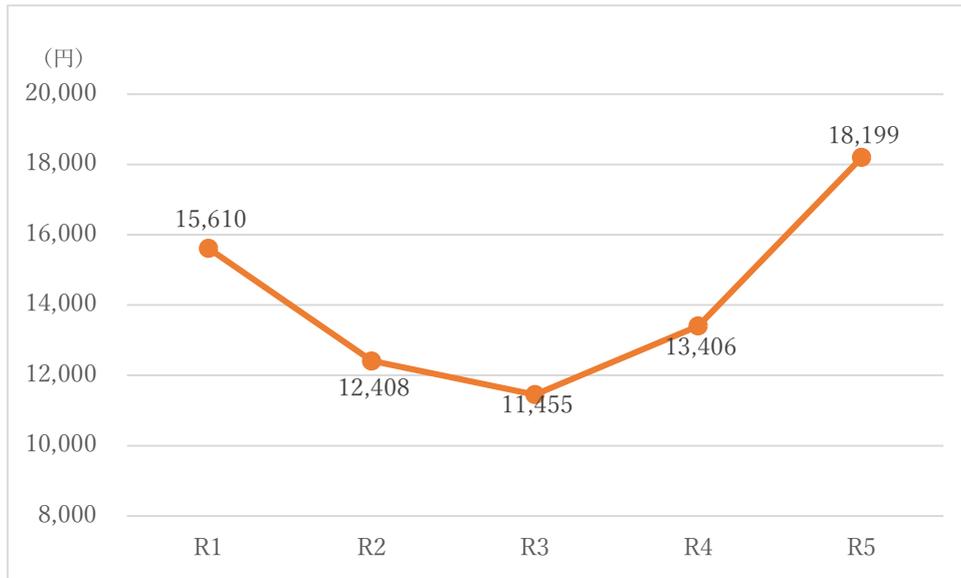
※ 令和5年度は決算見込み。調定額ベースの数値のため、図表1の実収入額とは一致しない。

図表4 宿泊料金ごとの宿泊人数の内訳(令和5年度決算見込みベース)

宿泊料金	宿泊人数	構成比
2万円未満	5,000円未満	1,661,760 7.15%
	5,000円以上 10,000円未満	7,849,618 33.80%
	10,000円以上 20,000円未満	12,330,721 53.09%
	2万円以上5万円未満	1,119,661 4.82%
5万円以上	50,000円以上 100,000円未満	164,152 0.71%
	100,000円以上	100,256 0.43%

※ 2万円未満及び5万円以上の内訳については、宿泊事業者アンケートの結果を基に推計

図表5 市内主要ホテルの平均客室単価の推移(年別)



出典:京都市観光協会データ年報を基にグラフ作成

また、特別徴収義務者による経営申告書の提出率は99.89%(令和6年5月現在)、令和元年度～令和5年度の宿泊税の通算申告率は99.12%となっている。

図表6 経営申告書の提出状況(令和6年5月現在)

課税対象施設数	3529 施設
うち、経営申告書未提出施設数	4 施設
未提出率	0.11%
提出率	99.89%

図表7 申告率の推移

申告対象年度	申告率				
	R1	R2	R3	R4	R5
令和元年度分	93.90%	99.52%	99.62%	99.66%	99.69%
令和2年度分	—	94.60%	99.59%	99.71%	99.80%
令和3年度分	—	—	94.27%	99.74%	99.90%
令和4年度分	—	—	—	94.40%	99.94%
令和5年度分	—	—	—	—	96.39%
通算申告率(※)	93.90%	97.60%	98.15%	98.62%	99.12%

※ 通算申告率は令和元年度以降の数値。

1-2 税収の使途

1-2-1 活用の方針と状況

宿泊税の税収は、「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てることとされている(宿泊税条例第1条)。この規定は、観光に付随する課題の解決や、文化・まちづくり・産業などの活性化を含め、市民と入洛客双方の満足度を高めていくために税収を活用することを定めたものと解されており、以下の事業が宿泊税を財源として実施されている。

図表8 宿泊税を活用した事業(平成30年度～令和5年度)

(単位：百万円)

平成30年度		令和元年度		令和2年度	
事業名	宿泊税 充当額	事業名	宿泊税 充当額	事業名	宿泊税 充当額
1 混雑対策	369	1 混雑対策・分散化	888	1 混雑対策・分散化	483
隠れた名所の情報発信による観光客分散化など		手ぶら観光の推進など		安心・安全な東大路歩行空間創出事業など	
2 民泊対策	121	2 民泊対策	121	2 民泊対策	23
違法の疑いがある施設の調査・指導など		違法の疑いがある施設の調査・指導など		違法の疑いがある施設の調査・指導(違法民泊がゼロに)	
3 宿泊事業者支援	41	3 宿泊事業者支援・宿泊観光推進	306	3 宿泊事業者支援・宿泊観光推進	56
旅館の経営強化・魅力発信支援など		「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進など		宿泊施設従業員向け歴史・文化体験研修の実施など	
4 受入環境の整備	305	4 受入環境整備	619	4 受入環境の整備	143
外国人観光客マナー啓発など		観光客等帰宅困難者対策など		高齢の方なども使いやすい洋式トイレの整備など	
—		5 国内外への情報発信	250	5 国内外への情報発信	18
		京都観光オフィシャルサイトの改修など		京都観光 Navi「食の京都」ページの開設など	
5 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	479	6 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	1,528	6 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	381
京町家の保全及び継承に関する取組(改修経費の助成)など		伝統行事助成(祇園祭山鉾修理)など		文化・伝統産業の担い手育成(京都文学賞の実施)など	
令和3年度		令和4年度		令和5年度	
事業名	宿泊税 充当額	事業名	宿泊税 充当額	事業名	宿泊税 充当額
1 市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備	581	1 市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備	1,818	1 市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備	2,190
無電柱化の推進など		朝・夜観光など幅広い京都の魅力向上など		安心・安全な京都観光のための情報発信など	
2 京都観光における更なる質・満足度の向上	507	2 京都観光における更なる質・満足度の向上	452	2 京都観光における更なる質・満足度の向上	700
京都の魅力の情報発信の更なる強化など		地域の実情に応じたマナー対策等の強化など		持続可能なインバウンド観光促進事業など	
3 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	478	3 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	705	3 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	510
社寺屋根等保存会研修助成など		小・中学生による伝統文化体験など		市指定文化財等助成事業など	

※令和5年度の宿泊税充当額については当初予算額。このほか、宿泊税課税・徴収経費にも活用

1-2-2 主な施策とその効果

宿泊税を活用した事業の概要とその効果について、主なものを取り上げて以下に記載した。

○ 安心・安全な京都観光のための情報発信

事業概要（アクティビティ）

- 主な観光エリアにおける、ビッグデータを活用した観光快適度（混雑状況）予測の発信（令和元年9月～）や、混雑状況がリアルタイムで確認できる、ライブカメラ映像の配信（令和3年4月～）などを行う「京都観光快適度マップ」を運用している。

▶ 観光快適度（混雑状況）予測



- 多言語サイト（英語・中国語）の開設（令和4年10月～）
- 外国人観光客のビッグデータを活用したより精度の高い混雑予測（令和5年10月～）

▶ リアルタイム映像の配信

- テロップ表示機能を導入し、各地域の事情に応じたマナー啓発、イベント情報・災害情報を発信（令和5年10月～）



事業費（インプット）

- 約0.3億円（R3～R5）
- ▶ うち宿泊税充当額約0.2億円

実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

- 観光快適度予測の閲覧数

年度	R1 ※	R2	R3	R4
閲覧数	約3万PV	約19万PV	約13万PV	約23万PV

※ 令和元年度は、配信を開始した9月～3月の集計

- ライブカメラ視聴数

年度	R3	R4
視聴数	約611万PV	約927万PV

- 「京都観光快適度マップ」サイト内アンケート結果
当該サイトを確認した結果、予定変更を行った人の割合は、48%にのぼり、利用者からも「精度が高く、簡単で非常に使いやすいので助かっている」と好評をいただいている。

- 「混雑状況の見える化」により、京都を訪れる観光客に混雑を回避し、安心・安全・快適に京都観光を楽しんでいただける
⇒市民生活と調和した持続可能な観光都市の実現に寄与



○ 持続可能なインバウンド観光促進事業

事業概要（アクティビティ）

- 安心・安全の確保を前提とした持続可能なインバウンド観光を促進するため、次のような取組を進めている（令和5年度～）。

- ▶ 京都観光モラルをはじめとする情報発信の強化
 - ✓ 京都観光公式サイトや京都市観光協会のSNS発信を強化
 - ✓ 民間ウェブサイトの良質な記事等をまとめたコンテンツを開発・運営
- ▶ インバウンド受入環境整備
 - ✓ 京都観光モラルやマナーを観光客に伝えることを目的に、京都市認定通訳ガイドを活用したモデルツアーを造成
- ▶ プロモーションの実施
 - ✓ 観光の分散化に資する取組をツアーに組み入れたファミルトリップ（※）に対し取材支援等
※ 誘致促進のため、ターゲットとする事業者等に現地視察をさせていただくツアー
- ▶ 上質な観光サービスの充実
 - ✓ 上質な観光コンテンツの造成支援やラグジュアリー向け宿泊施設との連携など

事業費（インプット）

- 約0.5億円（R5）※予算
- ▶ うち宿泊税充当額約0.4億円

実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

- 体験予約ページ（英語）の新設



海外向け京都観光公式サイト上に、体験予約ページを新設。「朝夜観光」の推進に資する体験や「京都観光モラル推進宣言事業者」が提供する体験を中心に掲載。

- Kyoto Official Media Partners（民間ウェブサイトの良質な記事等をまとめたサイト）

現地取材に基づく質の高い内容や持続可能な観光に資する優良な情報を発信



- 市認定通訳ガイドを活用したマナー・モラル啓発に関するモデルツアー



ツアーを通して、京都の歴史・文化とともに、手ぶら観光や電車内の立振舞い、ごみの持帰りなどのモラル・マナーを伝え、外国人観光客に啓発
✓ 令和5年10月2日～21日実施
✓ 嵐山エリア・伏見稲荷エリアの全コース

- インバウンドの本格的な再開が進む中、受入環境をより一層整備することで、市民生活と調和した持続可能な観光が図られている。

○ 「民泊」対策事業

事業概要（アクティビティ）

- 本市では、違法・不適正な「民泊」に対して、条例等の独自ルールに基づき対策を進めてきた。

【主な取組】

- 「民泊通報・相談窓口」の設置
- 適正化指導等の「民泊」対策に特化した専門チームを設置
- 住宅宿泊事業法に基づく届出受付窓口を設置（令和2年度までは京都府行政書士会に委託）
- 「民泊」に係る地域住民の支援事業
 - ✓ 地域住民の「民泊」に係る不安や各種困りごとに対して専門アドバイザーが助言
- 京都市民泊ポータルサイトの公開
 - ✓ 宿泊施設の手続に関する情報、施設の運営に必要な情報、許可施設又は届出住宅の情報及び違法施設の通報先等の情報などを一元的に発信
- 定期監査及び宿泊施設スクリーニング調査を実施

事業費（インプット）

- 約4.7億円（H30～R5）
- うち宿泊税充当額約4.4億円

実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

- 無許可営業疑い施設に対する調査・指導状況
 - ✓ 平成28年4月から令和5年10月末までに通報のあった施設の99.9%(2,500件以上)が営業中止等に至る
- 「民泊通報・相談窓口」受付件数（令和5年10月末時点）
 - ✓ 受付件数は開設当初と比較して大きく減少

年度	通報	相談・意見等	計
H28	1,148件	575件	1,723件
H29	1,010件	950件	1,960件
H30	1,095件	1,039件	2,134件
R1	468件	411件	879件
R2	158件	150件	308件
R3	91件	63件	154件
R4	83件	71件	154件
R5	125件	94件	219件
累計	4,178件	3,353件	7,531件

- 「民泊」に係る地域住民の支援事業（H30.8～R5.6）

派遣実績	計32回（18町内会）
派遣人数	計72人（行政書士48人、建築士5人、弁護士6人、まちづくりアドバイザー9人、地域のまちづくりの専門家4人）

- 「民泊」対策事業により、宿泊者・市民の双方にとって安心・安全で良好な環境の確保が図られている。

○ 無電柱化の推進

事業概要（アクティビティ）

- 本市では、昭和61年度から無電柱化事業を開始。「景観系路線」と「幹線系路線（緊急輸送道路等）」に区分して取組を進めている。
- 平成30年度に「今後の無電柱化の進め方」（長期的な整備方針）とともに第7期計画となる今後10年間で整備を目指す34路線・19km（管路整備延長）の実施計画を策定。

今後概ね10年間で整備を目指す道路（平成31年3月）

景観系路線	新橋通、八坂通、三条通（寺町通～新町通）、清水通（茶わん坂）、銀閣寺通など
幹線系路線	河原町通、後院通、北大路通、寺町通、大手筋通、丸太町通など

- 無電柱化の推進に向けた具体的取組として、
 - 多様な整備手法の活用によるコスト削減やスピードアップ
 - 市民や事業者との協働
 - 広報・啓発活動などを実施している。

事業費（インプット）

- 約36.4億円（H30～R5）
- うち宿泊税充当額約3.4億円

実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

- 整備実績（昭和61年度～令和5年度末）

	管路整備延長	「今後の無電柱化の進め方」に基づく内訳			
		景観の保全・再生 (管路整備延長)	防災 (管路整備延長)	安全・円滑 (管路整備延長)	その他道路 (管路整備延長)
幹線系路線	52.47	2.94	36.41	2.88	10.24
景観系路線	12.00	11.20	0	0	0.80
合計	64.47	14.14	36.41	2.88	11.04

（具体例）先斗町通

整備前（H28）



整備後（R3）



- 整備効果
無電柱化により、風情豊かで歴史的な街並み景観の保全・再生、都市の防災機能の向上、安全で快適な歩行空間確保等が図られている。

○ 京町家の改修や維持修繕に対する補助

事業概要（アクティビティ）

- 平成30年10月から、京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく個別指定及び指定地区内の京町家を対象に、京町家の保全・継承に必要となる大規模改修工事や維持修繕にかかる費用に対する補助を行っている。

➤ 指定京町家改修補助金

対象建築物	個別指定の京町家	指定地区内の京町家
対象工事	外部改修工事 設備改修工事 内部改修工事	外部改修工事 設備改修工事
補助金額	補助対象費用の1/2 上限額250万円	補助対象費用の1/2 上限額100万円

➤ 個別指定京町家維持修繕補助金

対象建築物	個別指定の京町家
対象工事	屋根や外壁の部分的な補修や防蟻処理など
補助金額	補助対象費用の1/2、上限額20万円

事業費（インプット）

- 約3億円（H30～R5）
- うち宿泊税充当額約0.4億円

実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

- 活用実績（H30～R5累計）

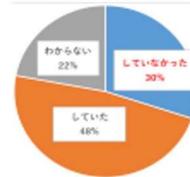
	件数	金額
改修補助金	279件	217,215千円
維持修繕補助金	30件	4,751千円

（改修事例）

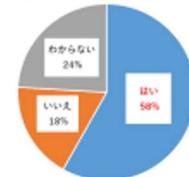


（補助金活用者対象のアンケート調査）※回答数186

Q:補助金がなかった場合、今回の工事はされていたか。



Q:補助金がなかった場合、京町家の維持は困難だったか。



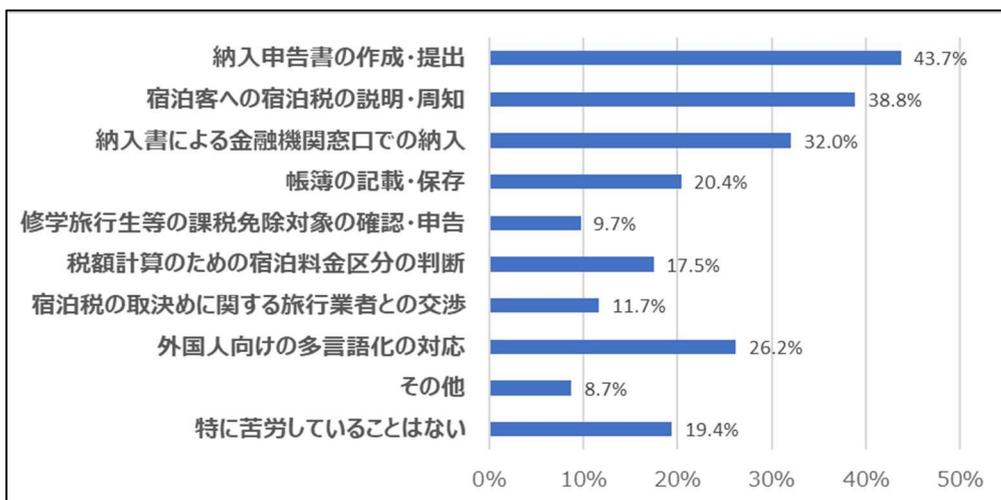
- 京都の貴重な財産である京町家の保全が図られている。

1-3 徴収事務の状況

1-3-1 宿泊事業者アンケートの分析

特別徴収事務者である宿泊事業者に、宿泊税の徴収事務において苦労していることを質問したところ、「納入申告書の作成・提出」43.7%、「宿泊客への宿泊税の説明・周知」38.8%などの結果であった。また、「特に苦労していることはない」との回答は19.4%であった。

図表9 徴収事務で苦労していること(宿泊事業者アンケート)



※複数回答

また、自由記述意見として以下のような意見があった。

- キャッシュレス支払だと施設側の損益に直結するため現金で徴収しているが、宿泊代(キャッシュレス)と宿泊税(現金)で二度の決済が発生し、非効率【旅館】
- 事務補助金の増額またはカード決済手数料の行政負担をお願いしたい【旅館】
- オンライン申告・納付をもっと簡単にできるようにしてほしい【簡易宿所】
- 一室単位で料金を徴収しているため、宿泊人数により税額が変わる場合があることへの対応が負担【シティホテル】

宿泊税の徴収コストを問う設問では、徴収額に対するコスト(納入申告書の作成・提出に要する費用、クレジットカード決済手数料など)の比率は「わからない」44.7%、「2～4%」24.3%、「2%未満」18.4%などであった。また、宿泊税のキャッシュレス決済に対応している施設は全体の73.2%であった。

図表10 キャッシュレス対応×徴収方法×徴収コストのクロス集計(宿泊事業者アンケート)

	徴収方法(※)	サンプル数(※)	徴収コスト				
			～2%	2～4%	4～6%	6%～	不明
全体		97	19	24	6	7	41
		100%	(19.6%)	(24.7%)	(6.2%)	(7.2%)	(42.3%)
宿泊税のキャッシュレス決済	対応 計	71	8	22	5	4	32
		73.2%	(11.3%)	(31.0%)	(7.0%)	(5.6%)	(45.1%)
	予約時(施設払)	10	1	4	1	1	3
	予約時(予約サイト払)	13	3	2	2	1	5
	宿泊税のみ現地	28	0	10	2	2	14
	宿泊料金含め現地	18	4	4	0	0	10
	その他	2	0	2	0	0	0
	非対応 計	26	11	2	1	3	9
		26.8%	(42.3%)	(7.7%)	(3.8%)	(11.5%)	(34.6%)
	予約時(施設払)	1	1	0	0	0	0
	予約時(予約サイト払)	5	0	1	0	2	2
	宿泊税のみ現地	10	5	1	1	1	2
宿泊料金含め現地	9	5	0	0	0	4	
その他	1	0	0	0	0	1	

※徴収方法は、当該施設において「最も多く用いられるもの」を選択して回答
 ※キャッシュレス対応について「わからない・答えない」と回答した施設を除く

1-3-2 宿泊事業者の負担軽減に関する取組

京都市では、宿泊事業者の負担を軽減するため、以下の取組が実施されている。

(1) 代理徴収・代行徴収

条例の規定に基づき、宿泊税の徴収について便宜を有する民間の仲介事業者(宿泊予約サイトの運営事業者)を特別徴収義務者に指定すること(代行徴収)により、宿泊者や宿泊事業者の負担軽減が図られている。

図表11 代行徴収実績

年度	延べ施設数	申告納入金額(円)
平成30年度	7	9,600
令和元年度	39	67,200
令和2年度	70	132,400
令和3年度	139	190,400
令和4年度	187	385,000
令和5年度	174	676,700

※ 令和5年度は決算見込み。

また、「代理徴収」(民間仲介業者が宿泊税額を明示したうえで宿泊料金とともに宿泊税を徴収し、これを宿泊事業者(特別徴収義務者)に引き渡す手法)についても、民間仲介業者との協議により、一部の仲介業者において対応が可能となっている。

(2) 特別徴収事務補助金

宿泊事業者の特別徴収に係る事務を支援するため、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市宿泊税特別徴収事務補助金交付要綱に基づき、毎年度の特別徴収額に応じて補助金が交付されている。

図表12 特別徴収事務補助金の概要

目的	宿泊税の特別徴収義務者に対し、特別徴収に要する経費の一部を補助し、併せて納期内納入の意欲の高揚を図る。
交付対象期間	毎年3月分(4月申告納入分)～翌年2月分(3月申告納入分)
交付方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別徴収義務者ごとに交付する。 ○ 毎年度、特別徴収義務者から8月中に申請書の提出を受け、10月中に交付する(予定)。
交付対象者	次の要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業若しくは住宅宿泊事業を営む者又は代行徴収を行う特別徴収義務者であること。 ・ 交付対象期間に違法施設を営業していないこと。 ・ 経営申告書を提出していること。 ・ 市税等の徴収金を滞納していないこと。
交付額算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計算式 補助金交付額(※1)＝申告納入金額(※2)×補助率(※3) <ul style="list-style-type: none"> ※1:100円未満切捨て ※2:期限内に申告及び納入した額の合計 ※3:2.5%(ただし、令和4年度(令和5年度交付分)までは3.0%) ○ 上限額 特別徴収義務者ごとに年間200万円 ○ 計算の特例 <ul style="list-style-type: none"> 補助金交付額の計算後の額が1,000円に満たない場合は、1,000円を限度として補助金を交付

図表13 特別徴収事務補助金の交付実績

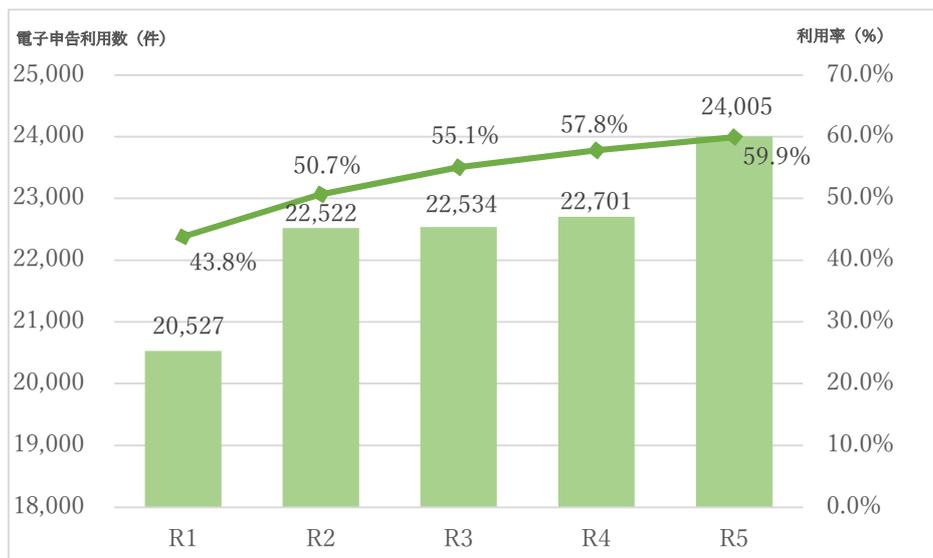
年度	交付件数	交付額
令和元年度	1,503 件	39,896,700 円
令和2年度	1,968 件	116,377,300 円
令和3年度	1,429 件	36,094,400 円
令和4年度	1,216 件	46,010,400 円
令和5年度	1,277 件	81,574,300 円

(3) 電子申告・納付

宿泊税の電子申告については、平成30年の施行当初から、京都府及び府内市町村で共同運用している「京都府・市町村共同電子申請システム」が利用されている。

また、地方税共同機構が運営する eLTAX(地方税ポータルシステム)を用いた電子申告・納付についても、令和5年10月16日から利用可能となっている。

図表14 電子申告の利用数・利用率



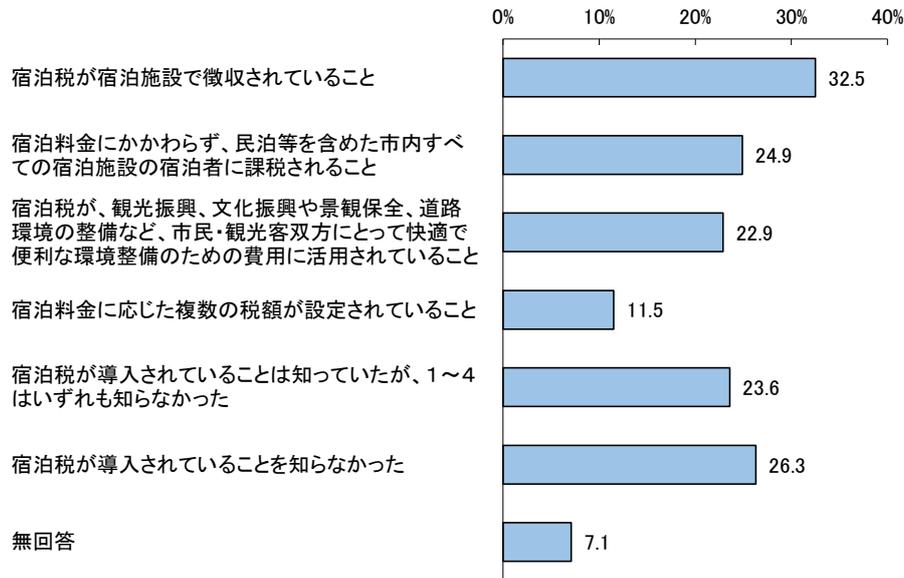
1-4 周知・広報

1-4-1 宿泊税の認知度

(1) 市民

令和5年の京都観光に関する市民意識調査において、宿泊税が導入されていることを知らない市民の割合は26.3%である。一方で、同調査において、宿泊税の用途や制度の詳細な内容に関する市民の認知度は10%台～30%台となっている。

図表15 令和5年 京都観光に関する市民意識調査
 (京都市の宿泊税に関する次の内容を知っているか)



(2) 宿泊客(納税者)

宿泊事業者アンケートにおいて、当該施設の宿泊客の宿泊税の認知度を質問したところ、日本人客では8割超の宿泊客が認知しているとの回答が最多(33%)であったのに対し、外国人客では宿泊税を認知している宿泊客が2割未満との回答が最多(31.4%)となった。なお、外国人客の出身地域による大きな差はみられなかった。

図表16 宿泊客の宿泊税の認知度(宿泊事業者アンケート)

認知度の割合	日本人	外国人合計			外国人合計
		アジア	欧州、北米	その他地域*	
8割超	34 (33.0%)	13 (12.6%)	15 (14.6%)	13 (12.6%)	41 (13.3%)
5割～8割	24 (23.3%)	10 (9.7%)	14 (13.6%)	11 (10.7%)	35 (11.3%)
2割～5割	18 (17.5%)	17 (16.5%)	11 (10.7%)	9 (8.7%)	37 (12.0%)
2割未満	10 (9.7%)	32 (31.1%)	33 (32.0%)	32 (31.1%)	97 (31.4%)
わからない	11 (10.7%)	26 (25.2%)	24 (23.3%)	25 (24.3%)	75 (24.3%)
この国・地域の客はほとんどいない	6 (5.8%)	5 (4.9%)	6 (5.8%)	13 (12.6%)	24 (7.8%)

また、宿泊税の支払に関する広報・説明に対する宿泊客の反応について最も当てはまるものを選択する質問では、「説明すれば概ね理解してもらえる」との回答が最多であるものの、「説明しても苦情を受けることがある」との回答も一部にみられた。

図表17 宿泊客の反応(宿泊事業者アンケート)

宿泊客の反応	日本人	外国人			外国人合計
		アジア	欧州、北米	その他地域※	
宿泊税をすでに知っており、説明不要	31 (31.0%)	13 (13.0%)	17 (18.1%)	14 (14.9%)	44 (15.6%)
説明すれば、概ね理解してもらえる	46 (46.0%)	42 (42.0%)	47 (50.0%)	39 (41.5%)	126 (44.7%)
説明しても苦情を受けることがある	3 (3.0%)	14 (14.0%)	3 (3.2%)	7 (7.4%)	23 (8.2%)
わからない	14 (14.0%)	27 (27.0%)	23 (24.5%)	24 (25.5%)	72 (25.5%)
この国・地域の客はほとんどいない	6 (6.0%)	4 (4.0%)	4 (4.3%)	10 (10.6%)	17 (6.0%)

1-4-2 周知・広報の取組

(1) 京都市の取組

宿泊税の周知・広報として、これまでに以下の取組が実施されている。

< 宿泊事業者向け >

- 制度説明会を平成30年4月から8月にかけて計18回開催。計 1,140 名 (1,304 施設) が参加
- 使途に関する周知として、毎年度「宿泊税を活用した主な事業」のチラシを作成し、全事業者に送付。また、本市や関西国際空港内の観光案内所に配架

< 宿泊客(納税者)向け >

- チラシ、リーフレット、ポスター、三角柱ポップ、ステッカーを作成し、全宿泊施設に送付
- 全国の主要鉄道駅、市バス車両等へのポスター等の掲出
- 東京駅、京都駅でのデジタルサイネージによる広報
- 8言語に対応した宿泊税専用のポータルサイトを開設。バナー等を作成
- インターネット広告の掲載

< 旅行業関係向け >

- 全国旅行業協会 (ANTA)、日本旅行業協会 (JATA) を通じて、加盟旅行業者に対する周知を実施
- 大手旅行会社各社に周知への協力を依頼
- 日本政府観光局 (JNTO) のメールマガジンに宿泊税に関する情報を掲載。アジア、欧米等の海外事業所(世界 20 箇所) へも情報発信

< 学校向け >

- 修学旅行生等が課税免除の対象となることから、日本修学旅行協会等を通じて、制度概要や課税

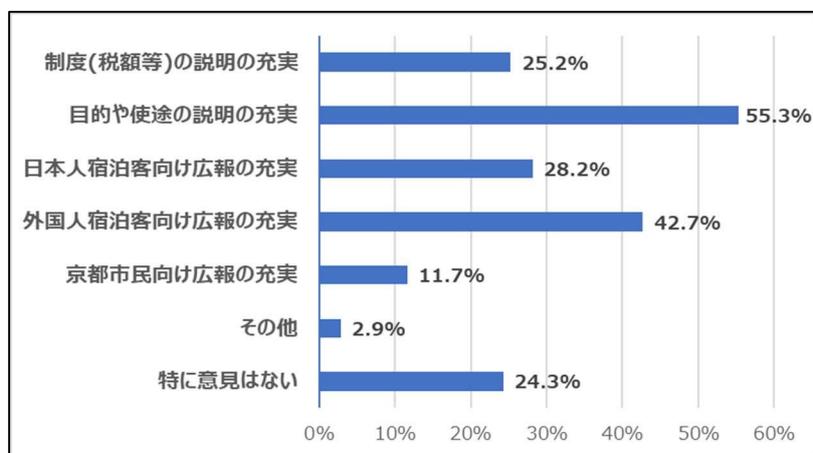
免除の手続等を周知

<市民向け>

- 市公式ホームページ(京都市情報館)に「宿泊税の使途」を発信するページを作成
- 宿泊税の使途をはじめ、観光がもたらす効果を分かりやすく伝えるリーフレット「私たちの暮らしと京都観光」を発行
- 観光がもたらす効果や、今後の京都観光が目指す姿等を総合的に伝える冊子「みんなでつくる京都観光」を発行

また、京都市の広報に対する宿泊事業者の意見としては、「目的や使途の説明の充実」を求める意見が多い(55.3%)。

図表18 京都市の広報に対する意見(宿泊事業者アンケート)

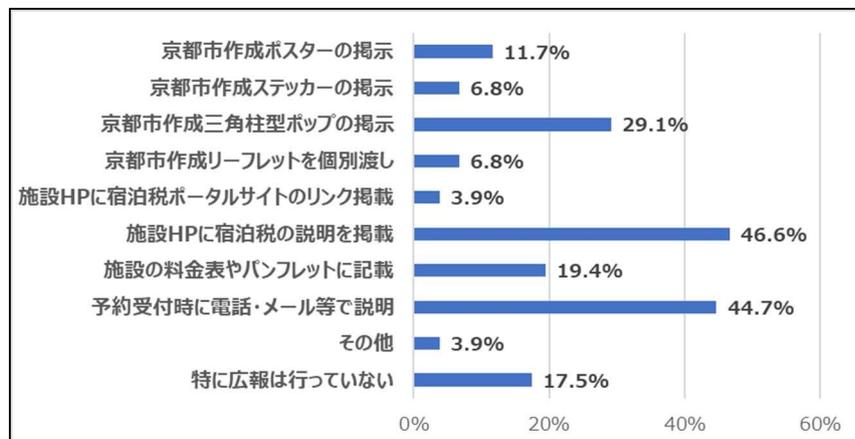


※複数回答

(2) 宿泊事業者の取組

宿泊施設において実施されている宿泊税の周知・広報に関する取組としては、「施設ホームページに宿泊税の説明を掲載」(46.6%)、「予約受付時に電話・メール等で説明」(44.7%)などが多い。また、京都市が作成し、宿泊施設に配布している広報物では、三角柱ポップの利用率が比較的高い(29.1%)。

図表19 宿泊施設における宿泊税の広報方法(宿泊事業者アンケート)



※複数回答

1-5 小括

以上、京都市における宿泊税の施行状況を確認してきたところによれば、

- 宿泊税の賦課徴収が、納税者の理解と特別徴収義務者である宿泊事業者の協力の下、安定的に行われていること
- 宿泊税を財源として、入洛客の増加に伴う課題への対策(公共交通機関等の混雑対策、「民泊」対策、受入環境の整備等)をはじめ、国際文化観光都市としての魅力を向上させる取組など、市民と入洛客双方の満足度を高める施策が切れ目なく進んだこと

が認められる。こうしたことから、宿泊税の導入は、京都市における持続可能な観光とまちづくりを支えるための有効な手段であったと積極的に評価できる。

一方で、昨今、観光需要の本格的な回復に伴い、一部観光地の混雑等の観光課題の再燃がみられる中で、観光課題対策の強化や観光に対する市民の共感の輪の拡大など、市民生活と観光の調和のより一層の推進が求められている。これらの課題はコロナ禍以前にも存在し、宿泊税導入の契機の一つともなったものであるが、市民及び宿泊事業者に対するアンケートの結果からは、上記のような宿泊税の導入効果が、必ずしも市民や納税者等に十分に認識されていないことが伺える。

また、入洛客も利用する道路などの社会インフラ等については、その維持管理等に要する費用の一部を入洛客が負担することにも合理性があり、特に京都市では、入洛客の集中(時期・時間・場所)によるピーク需要の増加に対応するための追加的行政需要に係る負担を市民にのみ求めるのではなく、入洛客の負担の在り方を更に追求することは、観光への理解促進を図るうえでも重要である。

以上より、今般の宿泊税の見直しに当たっては、税収の使途やそれを踏まえた税率の在り方、さらには広報の在り方など、宿泊税の存在が観光課題の解決や市民生活の向上に寄与しているという「実感」が得られるような制度の在り方を検討する必要があると考える。

2 宿泊税の制度の在り方の検討

上記「1」で述べた課題を踏まえて、本検討委員会では、まず、宿泊税の使途の在り方について検討し、そのうえで、負担の公平を図りつつ必要な行政需要をまかなうための税率の在り方を検討した。また、徴収事務や広報の在り方といった、税率等の見直しに付随する論点についても検討した。

2-1 税収の使途及びそれを踏まえた税率の在り方

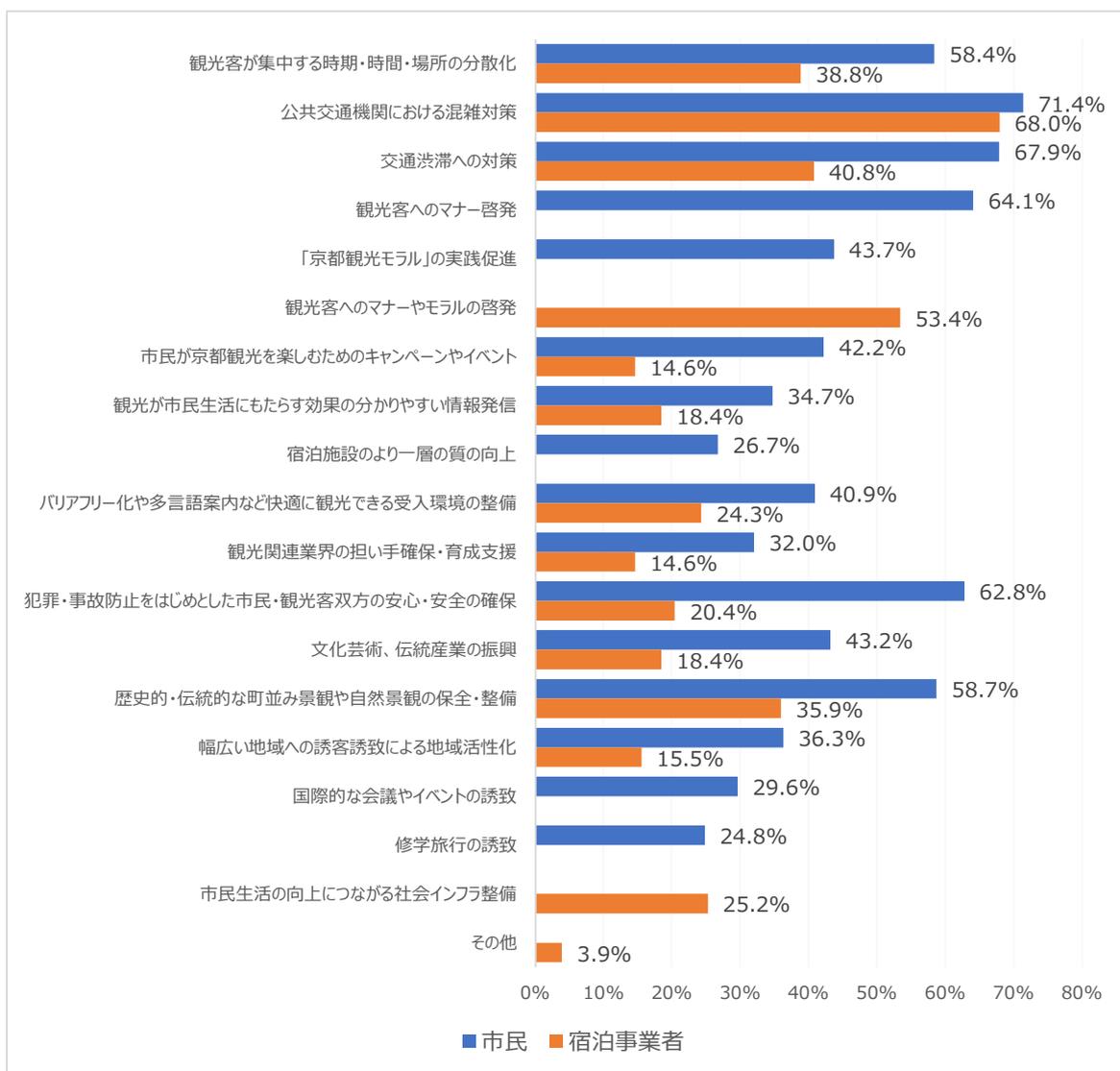
2-1-1 税収の使途の在り方

(1) 市民、宿泊事業者の意見等

市民意識調査や宿泊事業者アンケートの結果によれば、京都市に実施して欲しい取組(希望する宿泊税の使途)は、市民・宿泊事業者ともに「公共交通機関における混雑対策」が最多(市民71.4%、宿泊事業者68.0%)であった。それ以外にも、「交通渋滞への対策」や「観光客へのマナー(やモラル)の啓発」など、観光課題対策への大きなニーズがあることが伺える。一方で、「歴史的・伝統的な町並み景

観や自然景観の保全・継承」(市民58.7%、宿泊事業者35.9%)といった都市の魅力に関わる取組を求める意見もみられた。また、市民意識調査においては、「犯罪・事故防止をはじめとした市民・観光客双方の安心・安全の確保」が高い支持(62.8%)を集めた。

図表20 京都市に実施して欲しい取組(希望する宿泊税の使途)



※ 当てはまるものをすべて選択

※ 「観光客へのマナー啓発」、「京都観光モラルの実践促進」、「宿泊施設のより一層の質の向上」、「国際的な会議やイベントの誘致」、「修学旅行の誘致」は市民意識調査のみ

※ 「観光客へのマナーやモラルの啓発」、「市民生活向上につながる社会インフラ整備」、「その他」は宿泊事業者アンケートのみ

また、関係団体ヒアリングでは、市民が観光によるメリットを実感しやすい身近で分かりやすい取組への活用を求める意見や、使途の決定過程への観光業界の参画を求める意見などが出された。

さらに、本検討委員会の議論においても、混雑等の現に発生している課題への対処に加えて災害等のイベントリスクへの対応を計画的に実施すべきとの意見や、環境対応等の国際トレンドを捉えた施策展開や滞在型観光の更なる促進などを含め、観光需要の喚起や都市の魅力向上に継続的に取り組んでいく必要があるという意見、市民と観光客の相互理解を促進するための施策が必要という意見、さらには観

光需要の拡大に伴い宿泊税の活用が想定される施策が更に多様化していくのではないかといった意見が出された。

(2) 今後の宿泊税の使途の在り方

京都市の宿泊税は、条例において、「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てること」が目的とされている。この規定は、観光に付随する課題の解決や、文化・まちづくり・産業などの活性化を含め、市民と入洛客双方の満足度を高めていくために税収を活用することを定めたものと解されており、これまでから、「民泊」対策事業や「ウィズコロナ社会で安心して楽しめる観光の充実」など、時機に応じた様々な施策が宿泊税を財源として実施されてきた(1-2参照)。このように、宿泊税の使途は、決して固定的なものではなく、その時々々の社会経済情勢等に応じて、ふさわしい施策も変化し得るものと考えられる。

以上を踏まえて、本検討委員会としては、これからの5年間ににおける宿泊税の使途の在り方について、次のように考える。

第1に、宿泊税は、国際トレンドを捉えた観光振興や景観保全など、京都が魅力的な都市であり続けるための取組の財源として安定的・継続的に活用されることを前提としつつ、現下の重要課題である混雑等の観光課題対策の強化をはじめとする市民生活と観光の調和を図る取組の財源として、より一層の活用が図られるべきである。

第2に、観光による市民生活向上の実感が得られる事業への宿泊税の更なる活用が図られるべきである。具体的には、公共交通をはじめとする都市における社会インフラの整備や、災害対策等の安心・安全な観光とまちづくりを支える事業などに積極的に活用すべきである。これらの事業は観光客にも利益のあるものであり、宿泊税の活用により更なる負担の適正化が図られるだけでなく、持続可能な観光の土台である市民の共感の輪の拡大や市民生活と観光の調和にも資するものとする。

(3) 行政需要の規模

令和6年度予算における宿泊税の税収は約48億円であり、①市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備(34.1億円)、②京都観光における更なる質・満足度の向上(6.7億円)、③京都ならではの文化振興・美しい景観の保全(5.8億円)といった事業に活用されている。これに対して、京都市によれば、令和6年度予算による観光課題対策、社会インフラ整備等の上記(2)に該当する事業のうち、未だ宿泊税が充当されていないものが約62億円存在するとされている。

これら未充当事業の中には、交通混雑緩和に向けた情報発信等の強化などの混雑対策をはじめ、街頭ごみの収集・処理、観光への市民共感の促進といった観光課題対策に係る事業が含まれており、宿泊税を活用することで、今後も引き続き推進していく必要があると考えられる。また、未充当事業のうち、歴史的建造物の保存・活用や道路・橋りょう等の社会インフラ整備、防災対策といった都市の魅力や市民生活の向上につながる事業については、入洛客の受益や追加的行政需要の程度等を踏まえた一定の優先順位付けが必要であるものの、こうした事業にも宿泊税を活用していくことにより、市民生活と観光の調和がより一層図られるものとする。さらに、社会経済情勢の変化に対応し、令和7年度以降においても、観光課題対策や観光による市民生活向上の実感が得られる取組として、新たな施策の実施や既存事業

の充実が必要となることも想定されるところ、宿泊税の活用により、このような追加的施策を財源面から支えることが可能となる。

こうしたことを考え合わせれば、宿泊税の使途について、現行の税収を大きく上回る行政需要が存在すると認められる。

2-1-2 税率の在り方

(1) 税率引き上げの必要性

2-1-1で検討したとおり、観光課題対策の強化や市民生活向上の実感が得られる事業への宿泊税の更なる活用を図るためには、宿泊税の税率を引き上げることにより、数十億円規模の新たな財源を確保する必要があると考えられる。

具体的にどの程度税率を引き上げるかは、京都市において行政需要を更に精査し、その内容も踏まえて総合的に判断されるべきものであるが、数十億円規模の新たな財源を確保するためには、税収のうち約85%を占める税率200円区分(宿泊料金 20,000 円未満)を含めて(図表3参照)、税率全体を引き上げることが避けられないと考える。

(2) 負担の公平性の確保

宿泊税については、消費課税という性質から、原則として宿泊者の人的事情にかかわらず、滞在中に受ける行政サービスの受益に応じて「広く薄く」負担を求めることが妥当である。一方で、租税における「公平」については、水平的公平(等しい状態にある者には等しい税負担を課すこと)だけでなく、垂直的公平(等しくない状態にある者には適切な差異を設けた税負担を課すこと)の観点も重要である。この点、京都市においては、宿泊料金が10万円を超えるような高価格帯の宿泊施設も一部に存在し(図表4参照)、近年、新たなラグジュアリーホテルの開業が相次いでいることから、このような高価格帯の宿泊が更に増加していくことが見込まれる。そこで、垂直的公平を確保する観点から、こうした施設の宿泊者に対しては、その負担能力に鑑み、現行の税額である1,000円を大きく上回る負担を求める検討がなされるべきと考えられる。

また、宿泊事業者アンケートや関係団体ヒアリングにおいては、低価格帯の宿泊施設における税の負担感の低減を求める意見が出された。同じ200円の税額であっても、宿泊料金数千円の宿泊と2万円近くの宿泊とでは、宿泊料金に対する税の割合は大きく異なるところであり、とりわけ税率を引き上げるに当たっては、公平性の観点からも、これらの宿泊に係る税負担に差を設けるべきである。

税負担の(垂直的)公平を図るための手法については、関係団体ヒアリングにおいて一部の団体から意見のあった定率制の手法もあるが、定額制の現行制度が既に定着していることや、定率制の場合、宿泊ごとの素泊まり料金算出や税額計算に伴う特別徴収義務者の事務負担増加が懸念されることなどから、現在の段階的定額制を前提に、税率区分の追加や細分化を行う手法が妥当と考えられる。ただし、制度が複雑化した場合、特別徴収義務者における事務の煩雑化や税率区分の境界付近における料金設定への影響といった副作用が生じる可能性もあることから、京都市においては、こうした要素も考慮しつつ、具体的な制度設計を行われたい。

2-2 徴収事務や広報の在り方

2-2-1 徴収事務の在り方

宿泊事業者アンケートによれば、宿泊税の徴収方法については、宿泊料金を事前決済し、宿泊税のみを現地で徴収する施設が最も多かった(図表10参照)。本検討委員会の議論においても、特に宿泊税のみ現金での支払となる場合に、納税者として不便に感じるとの意見が出されたところである。また、宿泊事業者からは、宿泊税の支払に係るキャッシュレス決済の手数料が負担であり、そのことを理由に支払手段を現金のみとしている施設もあるとの意見や、電子申告・納付の利便性向上を求める意見などが出されている。徴収事務の効率化を図ることは、宿泊税の徴税コストを低減させる観点からも重要であり、(キャッシュレス決済の推進等を通じて)納税者の利便性向上にも資すると考えられることから、京都市において更なる取組がなされることを求めたい。

また、関係団体ヒアリングにおいては、税率を見直した場合、システム改修等の特別の事務負担が発生するとの意見が出されている。京都市の特別徴収事務補助金については、令和4年度交付分まで、宿泊事業者の初期投資負担を考慮して補助率の0.5%上乗せが行われていたところであり(図表12参照)、税率の見直しを行う際は、このような特別の事務負担に配慮するための方策についても併せて検討されることが望ましい。

2-2-2 広報の在り方

既述のとおり、市民意識調査において、宿泊税の用途に関する認知度は低い水準にとどまっており(図表15参照)、宿泊事業者アンケートでも、京都市による宿泊税の広報に対して「目的や用途の説明の充実」を求める意見が多かった(図表18参照)。宿泊税の効果を「実感」するためには、市民や納税者にそれを知っていただくことが必要不可欠である。そこで、情報の開示(用途の透明化)はもとより、効果がより「伝わる」ものとなるよう、工夫された周知・広報の取組を求めるとともに、その前提として、宿泊税やその用途となる施策の効果について客観的・科学的な調査分析が推進されることを求めたい。

2-3 その他(法定外目的税としての宿泊税の在り方等)

京都市の宿泊税は、入旅客の増加に伴って増大する財政需要を賄う手法として導入されたものであり、納税者や特別徴収義務者の理解を得られる制度とするため、税収の用途を法的に制限し、負担を求める理由を明確化することが可能な法定外目的税として位置付けられている。一方で、目的税については、財政が硬直化し、用途に対する民主的統制が弱まるおそれがあることが指摘されており、本検討委員会の議論においても、用途の拡大や税率の引上げを行うのであれば、宿泊税の普通税化も併せて検討すべきではないか、との問題提起がなされたところである。

地方税においては、地域社会の構成員がその地域の行政サービスに要する費用を負担し合うという負担分任の原則があり、宿泊客＝当該地域の住民でない者に負担を求める場合、それらの者がどのような行政サービスからいかなる利益を得ているのかという応益性の視点が、納税者や特別徴収義務者の理解

を得るうえでも重要である。このような考え方や導入の経緯を踏まえると、仮に宿泊税を普通税として位置付けた場合も、無制限に使用可能な税とするのではなく、納税者の理解が得られる使途、すなわち宿泊客が何らかの形で受益者となるような使途への活用を原則とする必要があると考える。こうしたことから、本検討委員会としては、使途を限定することで特別の負担を求める理由を納税者に明確に示すという法定外目的税としての位置付けには大きな意義があり、現時点では引き続き維持すべきものとする。

ただし、将来的に、このような受益と負担の関係性を重視する現行制度の考え方そのものを大きく転換するような必要性が生じた場合は、法定外目的税としての制度の在り方を再検討することも考えられる。また、上記の財政の硬直化等の問題に関しては、宿泊税の使途となる政策の形成過程に市民等を含む様々な主体が参画することが、民主的機能を向上させる一つの方策になると考えられる。2-2-2で述べた目的や使途の説明の充実、その出発点としても重要である。

3 結論

以上、「宿泊税の制度の在り方」について調査・審議し、検討を行ってきた。その結論は次の3点にまとめられる。

第1に、今後の宿泊税の使途については、①観光振興や景観保全等の取組の財源として安定的・継続的に活用されることを前提としつつ、観光課題対策の強化をはじめとする市民生活と観光の調和を図る取組の財源として、また、②観光による市民生活向上の実感が得られる事業の財源として、より一層の活用が図られるべきであり、このような使途の在り方を踏まえると、現行200円区分を含めた全体的な税率引上げが必要である。

第2に、負担能力の高い高価格帯の宿泊の増加や、税率引上げに伴う低価格帯の負担感に鑑みて、税率区分の追加や細分化を行うことにより、負担の更なる垂直的公平を図ることが必要である。

第3に、使途や税率の在り方を見直す際には、①特別徴収義務者の事務負担への配慮や徴税事務そのものの効率化の推進、②使途を中心としたより市民や納税者に「伝わる」周知・広報の検討を行うべきである。②については、税の使いみちについて市民等が主体的に参画していくためにも重要である。

なお、上記のうち、宿泊税の全体的な税率引上げが必要であるとする部分は、京都市が示した行政需要の規模を前提としたものであるが、税率の引上げについて納税者等の理解を得るためには、令和7年度以降に新たに実施する施策等のより具体的な提示をはじめ、何のために税率を引き上げるのか、その理由を説得的に示していくことが必要であると思われる。そのため、今後の具体的な見直し内容の検討に当たっては、この点について十分留意されることを求めるものである。

このほか、今回実施した関係団体ヒアリングでは、「日帰り客への負担」を求める意見が出された。この点に関して、かつて宿泊税の導入を提言した「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」でも、入洛客に負担を求める手法として、「駐車場への駐車」等に対して負担を求めることが検討されていたところである。日帰りを含む入洛客全体に負担を求める手法については、徴収のためのインフラ・システムの構築をはじめ課題が大きいと考えられるが、持続可能な観光とまちづくりを進めるための負担の在り方については、税以外の手法も含め、今後も研究が進められることが望ましい。

付録

1 検討経過

	開催日	議題
第1回	令和6年4月19日	(1) 諮問(宿泊税の制度の在り方の検討について) (2) 宿泊税条例の施行状況に関する現状と課題 (3) 検討の方向性(論点)の整理、今後の進め方の確認
第2回	令和6年7月30日	(1) 「宿泊税の制度の在り方」の検討 ・ 宿泊事業者アンケートの結果等 ・ 論点整理 (2) 関係団体ヒアリング ・ 京都府旅館ホテル生活衛生同業組合 ・ 日本ホテル協会京滋奈支部 ・ 京都簡易宿所連盟 (3) 答申の取りまとめに向けた協議
第3回	令和6年8月23日	(1) 答申案の議論

2 委員名簿(令和6年8月23日現在)

(五十音順)

氏名	役職等
【常任委員】	
川勝 健志	京都府立大学公共政策学部教授
北村 哲夫	株式会社京都新聞社特別編集委員
熊谷 彩音	市民公募委員
佐々木 栄美子	税理士
◎ 田中 治	大阪府立大学名誉教授
内藤 郁子	特定非営利活動法人京都景観フォーラム理事長
○ 西垣 泰幸	龍谷大学経済学部教授
増田 寿幸	京都信用金庫顧問
【特別委員】	
田中 誠二	公益社団法人京都市観光協会会長
矢ヶ崎 紀子	東京女子大学現代教養学部教授

※ ◎:委員長、○:副委員長

3 宿泊事業者アンケートの概要

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税の税率を見直した場合の税収や徴税業務への影響等を把握し、見直しの参考とすること ・宿泊税の認知度や広報物のニーズ等を把握し、改善に向けた課題を抽出すること
<p>対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の宿泊施設400件を無作為抽出 ※ 総定員数の割合を踏まえ、旅館・ホテル240件、簡易宿所120件、住宅宿泊事業届出施設40件をそれぞれ抽出
<p>方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「Grafferスマート申請」のアンケート機能を利用したオンライン調査(調査依頼文は個別に郵送) ・調査期間:令和6年6月5日～24日
<p>質問項目</p>	<p>【施設について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設種別 ・所在行政区 ・総客室数及び総定員数 ・宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数 <p>【宿泊税について】</p> <p>(認知度・広報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税の認知度(日本人客・外国人客) ・施設における広報の方法 ・宿泊客の反応 ・京都市による宿泊税の広報に対する意見 <p>(徴収事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税の徴収方法 ・キャッシュレス決済の対応状況 ・徴収事務で苦勞していること ・徴収額に対するコスト比率 <p>(使途)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望する宿泊税の使途 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の在り方や運用上の課題等に対する意見(自由記述) ・施設名称(自由記述)
<p>回答数</p>	<p>103件(回答率25.8%)</p>